

不利益処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局企画部安心居住課 (06-6208-9222)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の取消し
概要	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）は、住戸の広さ、構造、設備等の一定の登録基準を満たし、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として、法に基づいて登録された住宅です。市長は、登録事業者が不正な手段による登録などした場合には、登録を取り消します。
根拠法令等 及び条項	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第24条 大阪市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に関する要綱 第15条 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000415162.html)
処分基準	市長は、次のいずれかに該当するときは、登録事業の登録を取り消す。 【登録事業の登録の取消事由】 ①登録事業者が次のいずれかに該当するに至ったとき 一 成年被後見人又は被保佐人 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 四 第二十四条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。） 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの 七 法人であって、その役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者 ② 不正な手段により登録を受けたとき ③ 登録事項の変更を市長に届け出ないとき ④ 法の規定による指示に違反したとき
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000414882.html
備考	